

山田町環境基本計画 概要版



令和4年3月

山田町

第1章 計画の背景と目的

1. 計画策定の背景

本町では、山田町環境基本条例を平成9（1997）年6月に制定し、これを受けて平成13（2001）年度に環境基本計画を策定し、総合的、体系的、計画的な環境保全の取組を進めてきました。

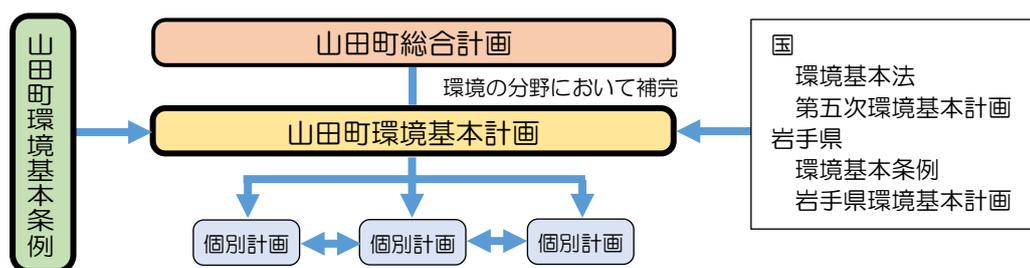
この計画は、前計画の期間が終了していることから、これまでの経緯や国内外の環境問題に対する状況の変化を踏まえ、本町の環境のあるべき姿を明確化し、関連する施策の推進を図る指針を定めるために策定するものです。

2. 計画の目的

この計画は、山田町環境基本条例において規定する基本理念の実現を目指し、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための環境行政の基本的指針として策定するものです。

3. 計画の位置づけ

この計画は、環境行政の基本的な考え方を示すものです。また、山田町総合計画を環境の分野において補完すると同時に、良好な環境の保全と創造を図るため、めざす環境像に向けた取組を町民や事業者の連携と協力により総合的、体系的、計画的に推進しようとするものです。



4. 計画の期間

計画期間は、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間とします。

なお、今後の経済・社会情勢の変化や、法制度の改正などによっては、計画期間内においても、必要に応じて計画の見直しを行います。

5. 対象とする環境の範囲

この計画において対象とする「環境」の範囲は、次のとおりとします。また、近年の環境課題は、経済・社会の課題とも密接にかかわっていることから、環境・経済・社会の統合的向上につながるような取組についても、計画の対象範囲に含むこととします。

- ・自然の生態系を構成する自然景観、動植物、森林、水、土地などの環境
- ・大気、水質、悪臭、騒音、廃棄物、文化財、歴史的景観、身近な緑など町民の日常の健康や安全、安らぎやうるおいなどに関する環境
- ・気候変動、海洋プラスチック問題など地球規模の環境

6. 対象とする地域

この計画で対象とする地域は、原則として山田町全域とします。ただし、行政区域を越えて広域的な連携が必要となる取組については、国、県、周辺市町村との連携を視野に入れ進めていきます。



霞露ヶ岳の眺望

第2章 環境の現状と課題

1. 山田町の概況

(1) 地勢

- ・岩手県沿岸部のほぼ中央に位置し、北から西は宮古市、西から南は大槌町に隣接しています。
- ・東は太平洋に面し船越半島と重茂半島に囲まれた波静かな山田湾と外洋に面した船越湾の二つの湾を擁し、沖合は、親潮と黒潮が交差する世界でも有数の漁場となっています。
- ・区域面積は 262.81km²、平坦部は少なく、町域の 89%が山林です。
- ・町の東部の広い範囲が三陸復興国立公園に指定されています。
- ・山田湾は、国立公園で最北の海域公園地区に設定されています。

(2) 地形

- ・町の東部は、典型的なリアス海岸で、特有の出入りの多い海岸線が形成されています。
- ・船越半島の東端は、小根ヶ崎から大釜崎にかけて海食崖が発達し、赤平付近では高さが 350m にも達します。
- ・町の北西部は、北上高地の支脈によって急峻な山岳地形を形成
- ・町の最高点は、高滝森 (1,159.7m) となっています。
- ・本町の主な河川は、町の西側を源流として東側へ流れ海に注いでいます。
- ・平坦部は荒川川や津軽石川、山田湾や船越湾へ流入する河川沿いに形成されています。



明神崎

(3) 気象

- ・海流の影響を受ける海洋性気候で、岩手県内陸部と比較して冬は暖かく夏は涼しい気候です。
- ・平均気温は 11.5℃、年平均降水量は 1,506 mm (過去 10 年平均) となっています
- ・6~7 月に「やませ」と呼ばれる東よりの風が吹きつけ、低温や日照不足をもたらすことがあります。

(4) 人口・世帯数

- ・総人口 15,330 人 (令和 2 (2020) 年 1 月 1 日現在)、平成 22 (2010) 年以降の推移をみると人口及び世帯数ともに減少傾向にあります。
- ・山田町人口ビジョンでは、今後も人口減少の傾向が続くと推計されています。

(5) 土地利用

- ・全体の 89%が山林となっています。
- ・原野が 2.6%、畑が 1.8%、田が 1.7%となっています。

(6) 産業構造

- ・就業者数は、全体として減少傾向となっています。
- ・第 1 次産業は激減 (平成 8 (1995) 年 2,655 人⇒平成 27 (2015) 年 967 人)
- ・第 3 次産業の占める割合は増加 (平成 8 (1995) 年 42.5%⇒平成 27 (2015) 年 54.7%)

2. 山田町の環境の現状

(1) アンケート調査結果

■調査結果概要

○町民アンケート調査

- ・住まいの周辺の環境については、水質、野生の動植物などは「よい」と思う割合が半数をこえています
- ・不法投棄・ポイ捨ての状況は「悪い」と感じている割合が半数以上となっています。
- ・今回と平成 13 年 2 月に実施したアンケート調査結果と比較すると「近くの海や川(水路を含む)の水質」、「大気汚染、悪臭」などで「よいと思う」割合が高くなっています。
- ・SDGs の 17 の目標で関心がある目標は、「すべての人に健康と福祉を」が 36.6%、「住み続けられるまちづくりを」36.3%となっています。

○事業者アンケート調査

- ・事業所周辺の環境については、水質、野生の動植物など、「よい」と思う割合が半数をこえています
- ・不法投棄・ポイ捨ての状況は「悪い」と感じている割合が 41.6%と高くなっています。

○小中学生アンケート調査

- ・自宅周辺の環境については、水質、夜の星の見える方など、「よい」と思う割合が半数をこえています
- ・ごみのポイ捨ての状況は「悪い」と感じている割合が半数以上となっています。
- ・SDGs の 17 の目標で関心がある目標は、「海の豊かさを守ろう」が 38.0%、「人や国の不平等をなくそう」が 36.6%となっています。
- ・生活と環境との関わりについては、「環境を配慮した生活を行うべき」と思う割合が、平成 13 年 2 月に実施した調査結果に比べ低くなっています。

(2) 自然環境

■特性と課題

- ・海、山に囲まれ、町域の多くを山林が占めるなど、豊かな自然が多くあります。しかしながら、地球温暖化の影響により台風などがもたらす大雨による自然災害の増加が懸念されています。土砂災害防止機能をもつ森林の適正管理などは重要な取組ですが、環境保全を行う第1次産業就業者は減少しており、担い手の確保・育成を図っていくことが重要です。
- ・山田湾や四十八坂の海岸美など、景観資源が多くあります。景観を損ねる不法投棄は、河川などを通じて海へ流出し、海洋ごみにもなり得ます。不法投棄防止の取組など景観保全にもつなげる取組を図っていくことが重要です。
- ・野生鳥獣による農作物被害が発生しており、被害防止対策を継続していく必要があります。
- ・アンケート調査結果では、野生の動植物のようすや身近な海、川や山の状況について、「よい」と思う町民・事業者・小中学生の割合が高く、良好な状況を継続していくことが重要です。



山田湾と養殖筏

(3) 生活環境

■特性と課題

- ・本町の大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭の状況は、良好な状況にあります。良好な状況を今後も継続していく必要があります。
- ・污水处理人口普及率は、岩手県の平均よりも低い状況となっています。生活排水・産業排水処理施設の整備を推進し、山田湾、船越湾の水質浄化に努めることが重要です。
- ・アンケート調査結果では、水質、大気汚染、悪臭に関して「よい」と思う割合が前計画の割合よりも高く、これまでの取組の成果が現れています。今後も、良好な状況を継続することが重要です。

(4) 気候変動

■特性と課題

- ・世界の平均気温は上昇傾向にあります。地球温暖化は、生物の生息域の変化や自然との関わりが深い農業、林業、漁業などに影響を及ぼす可能性があります。自然の恵みを多く受ける本町は、温室効果ガス排出量の削減などの地球温暖化対策を推進していくことが重要です。
- ・FIT 制度による再生可能エネルギーの利用状況は、令和元（2019）年度で導入容量が 3,670kW で、内訳は、太陽光発電及び風力発電となっています。自然環境や野生動植物などとも調和をとりながら、再生可能エネルギーの更なる活用を推進していくことが重要です。
- ・アンケート調査結果では、省エネルギー行動や再生可能エネルギーの活用について、取組割合が低いものもあり、町民・事業者等の取組を促進し、地球温暖化対策を推進していくことが必要です。

(5) 廃棄物・リサイクル

■特性と課題

- ・1人1日あたりのごみ排出量は、県全体平均よりも少ない状況です。しかし、近年は増加傾向にあり、リサイクル率も全国における値よりも低いなど、排出量の抑制とリサイクル率の向上が課題です。
- ・ごみの不法投棄を未然に防止するため、関係機関や県の産業廃棄物適正処理指導員と連携しながら、町民や事業者に対する意識啓発に努めることが重要です。
- ・生態系を含めた海洋環境の悪化や漁業への影響などを引き起こしている海洋プラスチックごみ削減につながる取組を推進していくことが重要です。
- ・アンケート調査結果では、町民・事業者・小中学生ともにごみのポイ捨てといった廃棄物の適正処理に関する項目で現況が「悪い」と思う割合が高く、不法投棄・ごみのポイ捨てを防止する取組を推進していくことが必要です。

(6) 協力・継承

■特性と課題

- ・本町は人口減少、少子高齢化の傾向にあることから、幅広い年代による地域住民相互の協働を推進する必要があります。
- ・第1次産業従事者の減少は、森林の適正管理をはじめとした環境の保全に影響を及ぼすことから、担い手確保の取組を継続していく必要があります。
- ・小中学生アンケート調査結果では、「環境に配慮した生活を行うべき」と思う割合が平成14（2002）年の小学生、中学生アンケート時の割合よりも低下しています。将来にわたって環境を保全・創造していく上で、若い世代に対する環境教育を推進し、環境保全の取組について関心を高めていく必要があります。

第3章 めざす環境像

1. めざす環境像

伝えます ひと・海・森の 宝のやまだ

2. 基本目標

めざす環境像を実現するためには、「町・事業者・町民」がともに協力しあい環境の保全をはかるとともに、持続可能なかたちで次の世代へと継承していくことが重要です。こうしたことから、環境の保全と創造の方向性を明確にするため、めざす環境像を実現するための5つの基本目標（自然環境、生活環境、気候変動、廃棄物・リサイクル、協力・継承）を設定します。

■基本目標

自然環境	基本目標1. 人と自然が共生できる持続可能なまちづくり
生活環境	基本目標2. 健康で安全かつ快適な生活を営むことができるまちづくり
気候変動	基本目標3. 気候変動対策を推進し、地球環境の保全に貢献するまちづくり
廃棄物・リサイクル	基本目標4. 資源を大切に、循環利用しながら推進するまちづくり
協力・継承	基本目標5. 協力・連携しながら継承する持続可能なまちづくり

3. 基本目標実現のための横断的取組

持続可能な開発目標（SDGs）は、複数の課題を統合的に解決することや、1つの行動によって、複数の課題解決をめざすという特徴を持っています。この計画の推進にあたっては、SDGsの考え方を活用し、分野横断的な取組を設定することで、環境のみならず、経済・社会の統合的な向上に向けた取組を推進します。

■横断的取組

横断的取組1 各主体の協働によるネットワークづくり
横断的取組2 地域資源の活用
横断的取組3 環境負荷の少ないライフスタイル・事業活動への転換

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs（持続可能な開発目標）における17のゴール

1. 貧困をなくそう	10. 人や国の不平等をなくそう
2. 飢餓をゼロに	11. 住み続けられるまちづくりを
3. すべての人に健康と福祉を	12. つくる責任 つかう責任
4. 質の高い教育をみんなに	13. 気候変動に具体的な対策を
5. ジェンダー平等を実現しよう	14. 海の豊かさを守ろう
6. 安全な水とトイレを世界中に	15. 陸の豊かさを守ろう
7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに	16. 平和と公正をすべての人に
8. 働きがいも経済成長も	17. パートナースHIPで目標を達成しよう
9. 産業と技術革新の基盤を作ろう	

第4章 施策の展開

1. 施策の体系

分野	基本目標	施策の方向
自然環境	基本目標 1 人と自然が共生できる持続可能なまちづくり 	自然環境の保全 野生動植物の保護 緑地の保全と緑化の推進 自然とのふれあいの推進
生活環境	基本目標 2 健康で安全かつ快適な生活を営むことができるまちづくり 	大気汚染・悪臭の防止 水質保全・排水処理対策の推進 土壌・地下水汚染の防止 騒音・振動の防止 良好な景観の保全と創出
気候変動	基本目標 3 気候変動対策を推進し、地球環境の保全に貢献するまちづくり 	再生可能エネルギーの活用 二酸化炭素吸収源の確保 省エネルギー行動の推進 気候変動への適応
廃棄物・リサイクル	基本目標 4 資源を大切にし、循環利用しながら推進するまちづくり 	4Rの推進 廃棄物の適正処理 不法投棄の防止と環境美化の推進
協力・継承	基本目標 5 協力・連携しながら継承する持続可能なまちづくり 	環境保全活動を担う人材の育成 各主体との協力・連携の推進 環境に配慮した行動の促進

■環境指標

	項目	現状（令和元）年度	目標（令和13）年度	目指す方向
基本目標1 自然環境	森林面積	23,853ha（H30）	23,853ha	維持
	鳥獣保護区数	4箇所	4箇所	維持
	都市公園面積	13,36ha	14,41ha	増加
	環境学習会の実施	実施	実施	維持
基本目標2 生活環境	関口川、織笠川の生物化学的酸素要求量（BOD）	環境基準を満足	環境基準を満足	維持
	山田湾、船越湾の化学的酸素要求量（COD）	環境基準を満足	環境基準を満足	維持
	道路の改良済延長	160km	173km（R7）	増加
	自動車騒音常時監視における達成率	100.0%	100.0%	維持
	町全体の汚水処理人口普及率	73.8%	89.8%（R7）	増加
基本目標3 気候変動	行政の事務や事業から排出される温室効果ガス排出量	2,736t-CO ₂ （R2）	2,000t-CO ₂ （R12）	減少
	再生可能エネルギーの導入容量	3,670kW	5,000kW	増加
	再造林面積	2ha（H30）	5ha	増加
基本目標5 廃棄物・リサイクル	ごみ総排出量	5,130t	3,362t	減少
	町民一人1日あたりのごみ排出量	857g/人・日	752g/人・日	減少
	リサイクル率	13.2%	16.6%	増加
	集団回収量	314t	202t	維持
	リサイクル活動団体数	9団体	10団体	増加
基本目標5 協力・継承	町内一斉清掃活動の実施	実施（R3）	実施	維持
	まちづくり出前講座の実施（環境関連）	1回	5回	増加

2. 施策の展開

基本目標 1 自然環境



人と自然が共生できる持続可能なまちづくり

- | | |
|---|---|
| <p>(1) 自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 海の世界保全 イ 森林や農地などの環境保全 ウ 自然環境に配慮した河川などの整備 <p>(2) 野生動植物の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 生息調査の実施 イ 生育環境の保全と保護 | <p>(3) 緑地の保全と緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 身近な公園・広場や緑地の整備 イ 花壇の整備など緑化の推進 <p>(4) 自然とのふれあいの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 自然愛護思想の普及・啓発活動の推進 イ 自然散策路や親水空間の創出 ウ 自然保護を普及する人材の育成 |
|---|---|



基本目標 2 生活環境



健康で安全かつ快適な生活を営むことができるまちづくり

- | | |
|--|---|
| <p>(1) 大気汚染・悪臭の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 有害物質や悪臭の発生防止 <p>(2) 水質保全・排水処理対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 下水道整備・合併処理浄化槽設置の推進 イ 生活雑排水や事業所などからの排水の適正な処理の推進 ウ 良好な水質の保全のための水質調査の実施 エ 化学物質などからの水質汚濁防止 オ 水源涵養林の保全と植栽 <p>(3) 土壌・地下水汚染の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 化学物質などからの水質汚濁防止 | <p>(4) 騒音・振動の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 交通騒音・振動の防止 イ 事業所や近隣からの騒音防止 <p>(5) 良好な景観の保全と創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 景観の保全と形成 イ 地域文化の保存と支援 ウ 歴史的・文化的環境の保全 |
|--|---|



基本目標 3 気候変動



気候変動対策を推進し、地球環境の保全に貢献するまちづくり

- | | |
|--|--|
| <p>(1) 再生可能エネルギーの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 再生可能エネルギーなどの普及促進 <p>(2) 二酸化炭素吸収源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 森林の適切な保全の推進 イ 木材利用の推進 | <p>(3) 省エネルギー行動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 省資源・省エネルギーの推進 イ 環境にやさしい商品の普及や啓発活動の推進 <p>(4) 気候変動への適応</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 気候変動の適応策の推進 イ 気候変動の適応に関する情報提供の推進 |
|--|--|

基本目標 4 廃棄物・リサイクル



資源を大切に、循環利用しながら推進するまちづくり

- | | |
|---|--|
| <p>(1) 4Rの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア ごみの発生回避につながる行動の推進 イ ごみの分別と減量化の啓発活動の推進 ウ ごみの減量化の推進 エ リサイクル活動への支援や助成の推進 | <p>(2) 廃棄物の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 廃棄物の適正な処理の推進 <p>(3) 不法投棄の防止と環境美化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 不法投棄防止の推進 イ 環境美化活動の推進 |
|---|--|



基本目標 5 協力・継承



協力・連携しながら継承する持続可能なまちづくり

- | | |
|---|---|
| <p>(1) 環境保全活動を担う人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 学校教育での環境教育の推進 イ 社会教育活動での環境学習の推進 ウ 農林水産業の振興による環境保全活動を担う人材の育成 <p>(2) 各主体との協力・連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 環境保護団体の育成と支援 イ 環境ボランティアの育成 ウ 環境保全体制の充実 | <p>(3) 環境に配慮した行動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 環境情報の収集と管理 イ 環境情報の提供 |
|---|---|



第5章 環境配慮指針

1. 町の環境配慮事項

【配慮の例】

- ・職員の環境に対する意識啓発に努めます。
- ・公共施設の周囲の緑化に努めます。
- ・紙、コピー用紙、封筒などの使用量の減量化、再利用、再使用に努めます。
- ・公共施設への再生可能エネルギーの導入を検討し、エネルギーの地産地消に努めます。
- ・公共施設の設備や機器類の導入にあたっては、省エネタイプの機器の導入に努めます。
- ・節電、節水など省エネルギー行動に努めます。
- ・物品、備品は環境にやさしいエコマーク、グリーンマーク商品などの購入に努めます。
- ・公用車は、電気自動車などの低公害車の導入に努めます。
- ・公共施設の建設にあたっては、環境に配慮した商品や省エネルギー機器導入に努めます。
- ・建設工事などをする場合、環境への負荷の低減、自然環境などに配慮した設計・施工に努めます。
- ・公園、歩道、側溝、河川などの環境美化に努めます。
- ・二酸化炭素などの温室効果ガス排出削減のため、自転車や公共交通機関を利用し、公用車の使用時はエコドライブに努めます。
- ・町民や事業者が環境保全活動に取り組めるよう積極的な支援に努めます。
- ・良好な環境保全のため、各種法制度に基づく適切な規制と指導や必要な計画の策定に努めます。
- ・三陸ジオパークやみちのく潮風トレイルといった様々な観光資源の周知と活用に努めます。
- ・環境情報の収集と整理、提供に努めます。

2. 町民の環境配慮事項

【配慮の例】

- ・一人ひとりの暮らし方が環境に影響を与えていることを自覚し、地球規模、町の環境に関心を持つように努めます。
- ・自然環境や野生動植物の保護・保全活動に努めます。
- ・庭木やプランターの設置により、自宅などの緑を増やすことに努めます。
- ・歴史的遺産、文化財の保護・保全に努めます。
- ・洗剤の適正使用や水切りネットなどの利用により、生ごみや廃油など汚れた水を流さないように努めます。
- ・ごみの分別収集や排出ルールを守り、空き缶、空きびん、新聞紙などの資源リサイクルを実践します。
- ・食材の購入は、必要な分だけ買うなど、食品ロス削減の取組に努めます。
- ・空き缶、たばこの吸い殻などのポイ捨て、不法投棄はしないようにします。
- ・太陽光発電設備導入など、再生可能エネルギーの活用に努めます。
- ・節電、節水などの省エネルギー行動について理解を深め、継続できるように無理のない範囲で実践します。
- ・住宅を建築する際は、断熱材や複層ガラス窓など断熱効果を高める設備の導入に努めます。
- ・過剰包装は控え、買い物袋の持参や容器などのリサイクルに努めます。
- ・商品の購入にあたっては、省エネルギー型製品の購入・利用に努めます。
- ・二酸化炭素などの温室効果ガス排出削減のため、自転車や公共交通機関を利用し、自家用車やバイクの使用時はエコドライブに努めます。
- ・自家用車は、最新の排出ガス規制適合車や低公害車の導入に努めます。
- ・地区の環境美化活動、環境保全活動、環境学習会などに参加、協力します。
- ・町内の地域資源について関心を持って理解を深め、積極的な利用に努めます。
- ・犬や猫などペットを飼う場合は、他人に迷惑をかけないように飼育マナーの向上に努めます。

3. 事業者の環境配慮事項

【配慮の例】

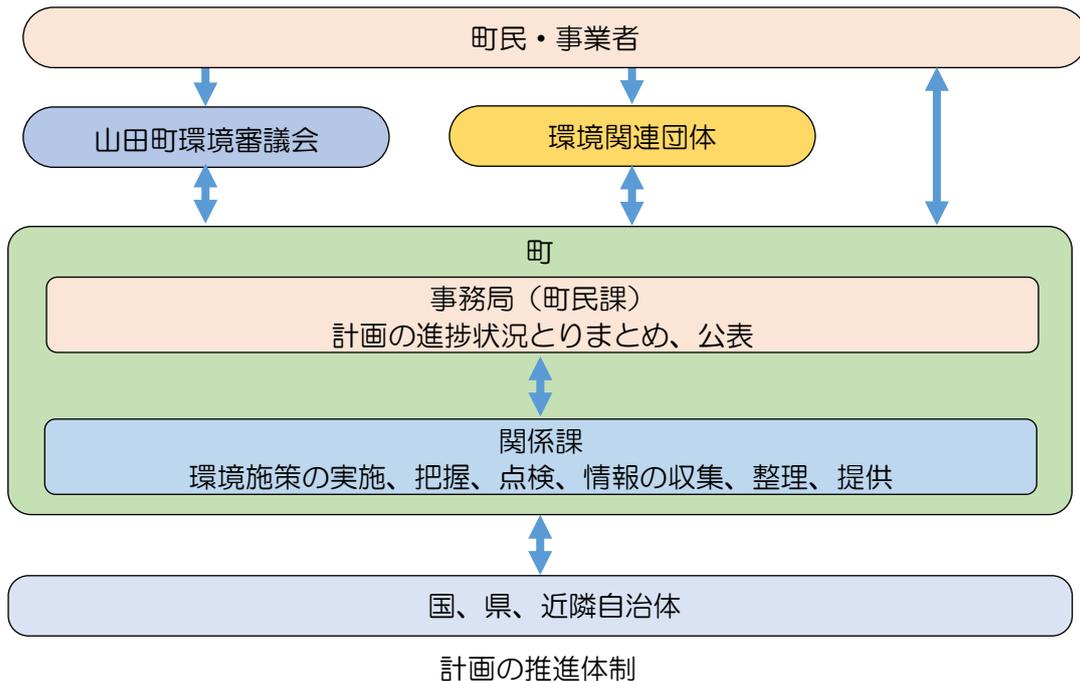
- ・社員の環境保全に対する意識啓発に努めます。
- ・敷地や周囲の緑化の促進に努めます。
- ・事業所などから発生する水質汚濁、悪臭、騒音などの公害防止対策や化学物質の適正な管理と使用に努めます。
- ・建設工事にあたっては、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁などの公害防止に努めます。
- ・建設廃材の適正処理に努めます。
- ・河川工事にあたっては、土砂や濁流の流出に注意し、生態系への配慮に努めます。
- ・飲食業、事業所などから排出される事業系一般廃棄物の適正な処理に努めます。
- ・貝殻や漁網など漁業系廃棄物の適正な処理や悪臭防止に努めます。
- ・農業用廃ビニールなどの適正な処理に努めます。
- ・太陽光発電設備導入など再生可能エネルギーの活用に努めます。
- ・宴会時は、食べきりタイムを設けるなど食品ロスの削減に努めます。
- ・家畜排せつ物などの適正な管理や有効利用などにより、水質汚染などの防止に努めます。
- ・化学肥料や農薬の適正使用に努めます。
- ・下刈、間伐など、森林の環境整備に努めます。
- ・物品、備品は環境にやさしいエコマーク、グリーンマーク商品などの購入に努めます。
- ・節電、節水などの省エネルギー行動について理解を深め、無理のない範囲で実践します。
- ・建設機械や製造機械、空調機械、照明器具などについては、省資源、エネルギー効率を考慮して導入、更新に努めます。
- ・紙、コピー用紙、封筒などを再利用、再使用し使用量の減量化に努めます。
- ・空き缶、空きびん、新聞紙などのリサイクルに努めます。
- ・過剰包装は自粛し、包装材、容器などのリサイクルに努めます。
- ・社用車は、最新の排出ガス規制適合車や低公害車の導入に努めます。
- ・二酸化炭素などの温室効果ガス排出削減のため、自転車や公共交通機関を利用し、社用車の使用時はエコドライブに努めます。
- ・地区の環境美化活動、環境保全活動、環境学習会などに参加、協力します。
- ・地域資源を活用した製品の開発に努めます。
- ・水質汚濁防止法、大気汚染防止法、悪臭防止法、騒音規制法、県条例などを遵守します。

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

環境基本計画で策定した施策を的確に実施していくためには、基本計画の推進体制を明確にすることが重要です。この計画を総合的かつ計画的に推進するためには、各主体（町・事業者・町民）による自主的・積極的な取組と、参加・連携によるパートナーシップの形成が欠かせません。

このため、事務局において、基本計画の推進状況の把握や関係課との連携・協力を図り、施策・事業の推進を図るとともに、関係する各主体と協力して計画を推進します。



2. 計画の進行管理

PDCAサイクル

この計画に掲げる施策を着実に推進するためには、取組のあり方や計画の内容について継続的に改善を図っていくことが重要です。

計画の進行管理においては、めざす環境像や目標の達成状況、施策の実施状況を点検・評価し、その結果により明らかになった課題を速やかに事業展開に反映するため、PDCAサイクルによる継続的改善を図ります。



進行管理のながれ

3. 計画の普及

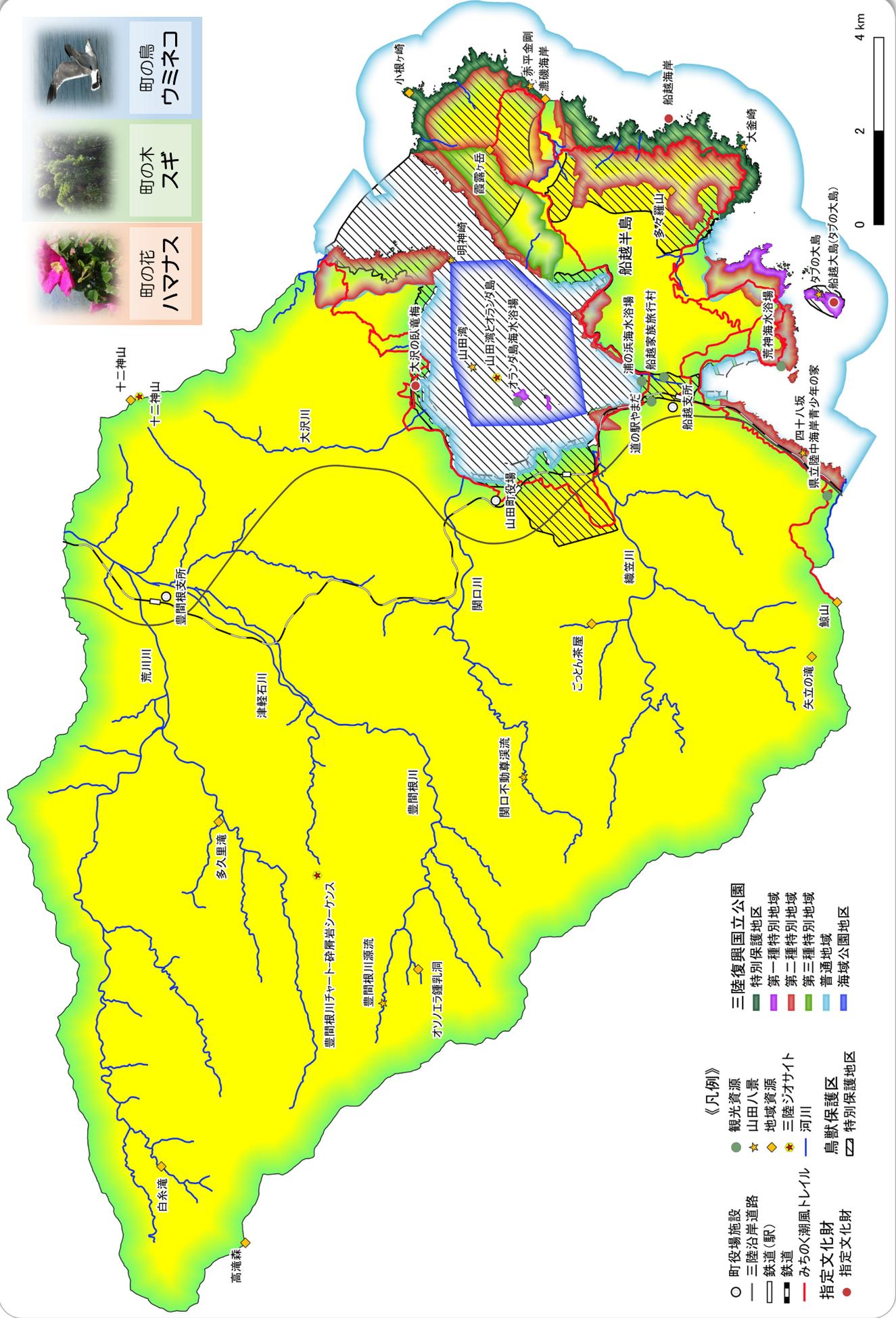
- 自主的な環境保全活動を行えるように普及の推進に努めます。
- 具体的な環境情報の提供により、町民に課題や対策への理解、意見の聞き取り、環境保全活動への参加を促します。
- 情報を広報や町ホームページなどで町民に公表すると共に、各種測定調査などをデータベース化し、町民が活用できるようにしていきます。
- 県や他市町村との連携、協力を得ながら取組の推進を図っていきます。



町の鳥
ウミネコ

町の木
スギ

町の花
ハマナス



- 《凡例》
- 町役場施設
 - 三陸沿岸道路
 - ▭ 鉄道(駅)
 - ▬ 鉄道
 - みちのく潮風トレイル
 - 指定文化財
 - 指定文化財
 - 観光資源
 - ★ 山田八景
 - 地域資源
 - 三陸ジオサイト
 - 河川
 - 鳥獣保護区
 - ▭ 特別保護地区
 - 三陸復興国立公園
 - 特別保護地区
 - 第一種特別地域
 - 第二種特別地域
 - 第三種特別地域
 - 普通地域
 - 海域公園地区

山田町環境基本計画 概要版 令和4年3月 山田町

〒028-1392 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号
 TEL 0193-82-3111(代)
 URL <https://www.town.yamada.iwate.jp/>